

令和2年11月26日提出

令和2年12月市議会定例会議案

(その1 議案第94号)

木 更 津 市

令和２年１２月市議会定例会議案目録（その１）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議案第９４号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について	総 務 部	１

議案第94号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月26日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和40年木更津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年木更津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「この場合において」の次に「、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附 則

この条例は、令和２年１２月１日から施行する。

提案理由

令和２年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員及び特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。